

2021年 第2回須坂市景観審議会 議事録

- 1 日時 2021年7月30日（金） 14時から15時30分まで
- 2 場所 須坂市役所東庁舎2階第三委員会室
- 3 出席者 (15名)
 - (1) 委員 (9名)

土本委員（信州大学教授）、竹内委員（須坂商工会議所副会頭）
塚田委員（長野建設事務所建築課長）、奥原委員（須坂市区長会副会長）
佐藤委員（長野県建築士会ながの支部副支部長兼須高ブロック長）
小坂委員（長野県広告塗装事業協同組合副理事長）
岩崎委員（長野県宅地建物取引業協会長野支部理事）、丸山委員（北信造園組合会計）
有賀委員（須坂市女性団体連絡協議会委員）、
 - (2) 事務局（6名）

滝沢まちづくり推進部長、勝山まちづくり課長、神林まちづくり課長補佐兼都市計画係長
村石まちづくり課長補佐兼まち整備係長、丸山まちづくり課まち整備係主任主事
小西まちづくり課まち整備係主任主事
- 4 欠席者 (4名)

本藤委員（須坂市観光協会会長）、岩井委員（須坂市商店会連合会会長）
田中委員（須坂市農業委員会会長代理）、小林委員（須坂景観づくりの会理事長）
- 5 傍聴者 0人
- 6 報道機関等 1社
- 7 配布資料
 - (1) 須坂市景観審議会 次第・委員名簿
 - (2) 資料1 須坂市景観計画（改定案）新旧対照表（冊子）
 - (3) 資料2 須坂市屋外広告物における規制内容（案）
 - (4) 資料2-2 須坂市における屋外広告物規制許可基準の概要（案）
 - (5) 資料3-1 須坂長野東インターチェンジ周辺地区開発スケジュール
 - (6) 資料3-2 造成工事説明資料
 - (7) 資料3-3 道路工事説明資料
 - (8) 資料3-4 位置図

8 会議の状況

- (1) 開会（村石まちづくり課長補佐兼まち整備係長）
- (2) 会長あいさつ（土本会長）
- (3) 議事（議長：土本会長）

審議事項

議案第1号：須坂市景観計画の改定について …資料に基づき勝山課長説明

- ・資料1 須坂市景観計画（改定案）新旧対照表（冊子）

質問・意見・要望

①委員：太陽光発電の大規模な届出について面積の基準がありますが、時期をずらして別の場所に設置した場合は対象になってくるのか。

→事務局：研究させていただきたい。

②委員：景観計画の12頁「歴史的建造物・蔵の町並み」の記述を削除していますが、削除した理由は。

→事務局：同じ内容の記載が他のところでもあるため削除。

委員：景観計画の33頁の太陽光発電施設の記述に、反射光の規制内容も含めてはどうか。反射光による影響が心配されるが、その内容について記載はされているか。

→事務局：33頁の色彩等の記述に、低明度かつ低彩度、できるだけ反射が少なくという記載をしている。

委員：景観計画の36頁の太陽光発電設備を外壁に設置する場合とは、どのようなものを想定していますか。

→事務局：学校では外壁に設置しているものがある。街中などでも外壁への設置の可能性があると想定している。

委員：景観計画の37頁の景観育成重点地域の、太陽光発電施設の扱いについては重伝建との関係が何かあるかお聞きしたい。

→事務局：太陽光発電施設と重伝建については、他の地区も参考にしながら研究をしていきたい。景観計画ですべてを記載することはできないが、重伝建の内容を定めていく上で、調和がとれるように検討していく。

議案第2号：須坂市屋外広告物条例の制定について …資料に基づき勝山課長説明

- ・資料2 須坂市屋外広告物における規制内容（案）
- ・資料2-2 須坂市における屋外広告物規制許可基準の概要（案）

質問・意見・要望

①委員長：自己用と非自己用広告物の違いとは。

→事務局：自己（社）の氏名、事業又は営業に関し、事業所等又は敷地内に表示又は設置される広告物等が自己用広告物で、他者の事業所等又は敷地内に表示又は設置される広告物等が非自己用広告物となる。

②委員：大型ショッピングモールの名で敷地内に広告物を出すのはおそらく自己用広告物になるが、ショッピングモール内のテナントの広告物が壁面に設置されている場合は、テナントの自己用広告物となるのかショッピングモールの自己用広

告物となるのか教えていただきたい。

→事務局：ショッピングモール内のテナントは、ショッピングモールの一部となるため、自己用広告物となる。

委員：その場合の面積の考え方は、どのようになりますか。

→事務局：一つの会社と考えて、テナントの設置した広告物はショッピングモールの合計としてカウントする。

③委員：区域案での第3種規制地域の両側10mと第4種規制地域の両側30mという範囲の説明があったが、概要に記載しなくてよいか。

→事務局：細かい基準内容については、お配りしてある資料とは別に一覧表等の資料作成を予定している。

④委員：第2種規制地域は表総表示面積200㎡以下ということは、壁面広告物であれば1面あたり4/10以下で50㎡以内に止め、4面使って200㎡以内で計画しなければならないのか。

→事務局：展望規制があるので、高速道から見える広告物についてのみ該当。

今回の（案）では高速道路から見えない面があれば、200㎡に入らない。西面の広告物は高速道路から見えないため、面積には含まれない。広告物は壁面だけではないため、入り口に設置される看板も高速道路から見えるものについては含まれるが、駐車場の表示などは面積には含まれない。

規制の内容についてご意見を聞きながら検討を進めていきたい。

委員：出店する側はできるだけ多く広告物を出したいという事情があるため現実的な判断は難しいと思いますが、須坂市だけが全国的に比べても広告物の表示面積の上限が小さいとなると、出店する側として魅力がないということになると思う。守れる規制ということも参考にして現実的な規制内容にしていきたい。駐車場に関する広告物の除外という判断をしていただくのは安全にも配慮できることなので大変ありがたい。

(4) 報告事項

①インター周辺開発の進捗状況について …事務局説明

質問・意見・要望

委員：工事用の大型車両が通る井上小学校福島線は学校の児童・生徒も通る。事故のないように配慮をお願いしたい。

→事務局：児童・生徒が通る道路は工事車両はなるべく通らず、インター線から入るよう

に指導する。通る場合は安全対策を取るよう

②伝統的建造物群保存地区制度の導入に向けた予定について…事務局説明

(5) その他

①パブリックコメントについて …事務局説明

8月16日から9月16日の期間で予定している。

②次回の景観審議会は10月に予定している。

(6) 閉会 (村石まちづくり課長補佐兼まち整備係長)